

令和5年6月6日

## 徳島市民運動広場 野球に関する利用基準

### 1. 軟式野球が利用可能な施設

- ・南岸野球場Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ ソフトボール場E
- ・北岸野球場
- ・勝浦川第一グラウンド・第二グラウンド
- ・島田グラウンド

※少年野球（軟式）に関しては各ソフトボール場の利用も可能とする。

※準硬式野球については軟式野球と同等の扱いとする。

### 2. 硬式野球が利用可能な施設

- ・南岸野球場Ⅴ

試合での利用もできるが、既設のバッティングゲージを使用した状態で利用することを条件とする。

注1.リトルシニア（中学生）以下の硬式野球については南岸野球場Ⅳと勝浦川第一グラウンドを練習に限り利用を認め、南岸野球場Ⅳの補助的な役割として南岸ソフトボール場D(キャッチボール及び内野守備練習等)の利用を認める。

施設名		軟式及び準硬式	硬式
南岸グラウンド	野球場Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	○	×
	野球場Ⅳ	○	× (注1参照)
	野球場Ⅴ	○	○
	ソフトボール場A・B・C	× 少年野球（軟式）の使用は可	×
	ソフトボール場D	× 少年野球（軟式）の使用は可	× (注1参照)
	ソフトボールE	○	×
北岸グラウンド	野球場	○	×
	ソフトボール場A・B・C・D	× 少年野球（軟式）の使用は可	×
島田グラウンド		○	×
勝浦川	第一グラウンド	○	× (注1参照)
	第二グラウンド	○	×